

資料

60

白石町立学校の統合再編に関する答申書
(案)

令和2年3月25日

白石町学校統合再編審議会

1 基本的な考え方について

学校規模における問題点、学校教育法施行規則、小学校設置基準、中学校設置基準等の法令、他市の学校再編計画における適正学校規模の基準、本町の現在の小中学校の規模や地理的条件などを勘案すれば、白石町立小中学校の学校規模は、次に示す内容を基準とすることが望ましい。

(1) 小中学校の適正規模

学校の学級数は、12から18学級が望ましい。

【小学校：各学年2～3学級、中学校：各学年4～6学級】

2 適正配置の具体的方策について

(1) 中学校の再編策

1の(1)で示した中学校の適正学級数を念頭に、現在の中学校区の生徒数の今後の推移予想、教科担任教職員の適正配置、多様な部活動を選択できる学校規模、既存施設の状況、通学距離等を勘案し適正配置等の視点から、次に示す内容が望ましい。

ア 中学校数

白石町の町立中学校数は、1校が望ましい。

イ 中学校の具体的な再編策

白石中学校、福富中学校及び有明中学校を統合し、統合後の中学校（以下「新設中学校」という。）は、現在の白石中学校の施設・設備を活用する。なお、再編による規模拡大によって生じる教室等の不足分については、増築・改修等で適切に対応する。

(2) 小学校の再編策

1の(1)で示した小学校の適正学級数を念頭に、現在の小学校区の児童数の今後の推移予想、既存施設の状況、通学距離等を勘案し適正配置等の視点から、次に示す内容が望ましい。

ア 小学校数

白石町の町立小学校数は、2校が望ましい。

イ 小学校の具体的な再編策

(ア) 有明東小学校、有明西小学校及び有明南小学校を統合し、統合後の小学校（以下「有明地域新設小学校」という。）は、現在の有明中学校の施設・設備を活用する。なお、再編による規模拡大によって生じる教室等の不足分については、改修等で適切に対応する。

(イ) 須古小学校、六角小学校、白石小学校、北明小学校及び福富小学校を統合し、統合後の小学校（以下「白石・福富地域新設小学校」という。）は、有明地域新設小学校との位置関係を考慮しながら、最適地を選定し新築する。

39 (3) 小中学校の再編に伴う、学校毎の通学距離の増大への対応

40 小中学校の学校再編を実施すれば、児童生徒によっては通学距離が大幅に増大
41 することが予想されることから、次に示す事項を基本にしてスクールバスを運行、
42 又は既存の公共交通機関の運賃を補助するなど、通学支援をする必要がある。

43 ア 自転車や徒歩での最大の通学距離及び通学時間の基準を決め、それを超す児童
44 生徒については、スクールバスを活用、又は公共交通機関の運賃の全額補助をす
45 るよう対応すること。また、小学校において、一定の距離を超す児童については、
46 自転車による通学を許可するなどの対応が必要か協議すること。

47 イ スクールバス等を活用する児童生徒も、一定の距離は徒歩又は自転車による通
48 学を前提とすること。なお、この場合は、自宅からバスが停車する拠点まで徒歩
49 又は自転車で通学した後、残りの距離をスクールバス等を活用して登校するよう
50 な、バス等の運用を実施すること。

51

52 (4) 小中学校の再編の時期

53 小中学校の再編の時期については、次のとおりとする。ただし、現在も小規模
54 校のため教職員数が少なく、将来的にも児童生徒数が減少傾向にあるため、今後も
55 教育活動の充実及び円滑な学校運営の障害となることが予想されるので、早期に
56 実施できるように努めること。

57 ア 新設中学校

58 活用する既存の白石中学校の施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、令和
59 6年度開校を目標とすること。

60 イ 有明地域新設小学校

61 活用する既存の有明中学校の施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、新設
62 中学校開校の2年後である令和8年度開校を目標とすること。

63 ウ 白石・福富地域新設小学校

64 新たに用地を取得した場所に校舎等を建設する。このため、用地の選定・交渉、
65 造成などを含む施設の工事期間、その他手続き等を考慮し、有明地域新設小学校
66 開校の2年後である令和10年度開校を目標とすること。

67

68 3 その他、今後検討すべき事項

69 (1) 新設校の校風の醸成について

70 本町は、三町合併からすでに14年を経過している。今後も旧町の伝統文化は
71 大切にし、更に今まで以上に「白石町は一つ」という意識の醸成が肝要である。

72 このため、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい 輝く豊穡のまち」
73 のもと、地域・学校・家庭が連携しながら、郷土に愛着をもち、郷土の発展に貢
74 献する個性豊かで優れた人材の育成に努めること。

75

76

77 (2) 小学校の通学区域について
78 学校統合再編計画を策定する際は、自由校区の設定等についても協議すること。
79

80 (3) 通学路の安全確保について
81 統合再編は、通学路の変更が考えられる。この場合、自宅付近から学校間を安
82 全に登下校できる環境整備を最大限に取り組むこと。
83

84 (4) 学校統合再編の準備について
85 学校統合再編計画を策定した後に、開校準備組織を設置し、校章、校歌、学校
86 運営、通学路のほか、新学校の開校に係る具体的な協議に入ることが想定される。
87 その際は、児童生徒の学習環境を守り、改善することを第一の目的とするとも
88 に、協議内容についても児童生徒、保護者及び地域住民などにわかるように情報
89 提供を行うこと。
90

91 (5) 統合再編時期にあたる児童生徒への配慮について
92 統合再編時期にあたる児童生徒に対しては、事前に学校間交流などを実施する
93 ことにより、児童生徒たちの不安を可能な限り解消すること。
94

95 (6) 学校跡地利用について
96 学校統合再編後の跡地利用については、今後のまちづくりの観点からも非常に
97 重要なことから、地域住民などの意見を尊重し、慎重な検討を行うこと。
98

99 (7) 学校統合再編後の取組について
100 今後の児童数の推移を見極めながら、よりよい教育環境の維持、整備に努める
101 こと。
102

103 (8) その他
104 人口増加の努力について
105 子どもたちの姿は、地域の活力につながることから、本町の将来にわたる発展
106 を目指し、人口及び児童生徒の増加に向けた努力を行うこと。